

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



65歳未満の給与所得者の公  
的年金所得に係る市県民  
徴収方法が変わりました

平成20年度の税制改正で、  
年金所得を有する65歳未満の  
給与所得者については、平成  
21年度の年金所得分の市県民  
税は、普通徴収で納めていた  
だいていました。

平成22年度の税制改正では  
この徴収方法が見直され、平  
成22年度以降の年金所得分の  
市県民税は、本人が普通徴収  
を選択した場合などを除き、  
原則として特別徴収で納めて  
いただくことになりました。

■普通徴収とは  
納付書での窓口払い、口座

振替などで納める方法です。

■特別徴収とは

給与から天引きして、勤務  
先を通じて納める方法です。

■問合せ

○市庁舎本館市民税課  
市民税係

TEL0897-52-1317

○各総合支所

税務課税務係（東予）  
総務課税務係（丹原・小松）

6月の市税ごよみ

18日 軽自動車税全期分の督  
促状の発送

30日 市県民税第1期分の納  
期限

※督促状1通につき100円  
の督促料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、  
納期限日の残高にご注意く  
ださい。

付加保険料を納めて  
老齢基礎年金の上乗せを！

老後に受け取る年金額を少  
しでも多くしたい方には、付  
加年金の制度があります。

この制度は、毎月の保険料  
に400円の付加保険料を加  
えて納付することで、老齢基  
礎年金に付加年金が上乗せし  
て支給されるものです。

付加年金額は年額「200  
円×付加保険料納付月数」で  
算出されます。

将来の年金額を増やしたい  
方は、少しでも早いご加入を  
お勧めします。

■加入できる方

○国民年金第1号被保険者、  
任意加入被保険者（保険料の  
免除や猶予を受けている方、  
国民年金基金に加入している  
方を除きます）

■問合せ

○新居浜年金事務所  
国民年金課

TEL0897-35-1368

○市庁舎本館市民生活課

年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

愛媛県の森林環境税を  
継続・拡充します

愛媛県では平成17年度から  
5年間にわたり森林環境税を  
活用し、県民参加による「森  
林環境の保全」と「森林と共  
生する文化の創造」に取り組  
んできました。

しかし、いまだ整備されて  
いない森林が多く、地球温暖  
化防止に向けた二酸化炭素の  
吸収源として、さらなる森林  
整備が必要とされていること  
から、森林環境税を継続・拡  
充することとしました。

■継続・拡充の主な内容

- 税率の見直し
- 課税期間を5年間延長
- 活用事業の内容を拡充

■問合せ

○税について  
愛媛県庁税務課

TEL089-912-2201

○税の使途について  
愛媛県庁森林整備課

TEL089-912-2595

県民共有の財産である森林  
を健全な姿で次世代に引き継  
いでいくため、今後とも皆さ  
まのご理解・ご協力をお願い  
します。

■第2期森林環境税の概要

区分	内容
納税義務者	個人：県内に住所がある人、県内に家屋敷等を持っている人 法人：県内に事業所等を持っている法人等
税率	個人：年額700円 法人：県民税均等割標準税率の7%相当額 (年額1,400円～56,000円)
課税期間	5年間（平成22年度～26年度）
納税方法	県民税均等割に上乗せして納税いただきます。
森をつくる	地球温暖化や災害の防止、水源のかん養など、県民の森林に対する期待の高まりに対処して行う森林整備を加速化します。 ○地球温暖化防止のための森林整備、防災林整備など
木をつかう	持続的に森林整備を進めるために不可欠な県産材の需要拡大、山村経済活性化等を拡充促進します。 ○公共施設の木造・木質化促進、木質資源利用促進など
森とくらす	県民参加による森林づくりを本格化します。 ○県民と森との交流促進、CO <sub>2</sub> 排出権取引への取り組み、森づくり活動の拡充など

詳細は愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>) をご覧ください。